




初春の尾瀬ヶ原探勝



旅行日程
(1泊2日)

5/24  **~5/25** 

旅行代金 23,000円 (税込) お1人様あたり

集合解散場所 練馬駅北口 (文化センター付近) **集合時間** 8:30 

募集人員 各回 22名 (最少催行人員12名) **年齢** 18歳以上

申込方法 往復はがき又はHP (抽選) 申込締切日: 4月23日 (火) 必着

HPでお申込は、<http://www.nerima-rc.jp/> (練馬リサイクルセンターで検索)
はがきでお申込は、①ツアー名「初春の尾瀬ヶ原探勝」②氏名 (ふりがな) ③住所
④電話⑤性別⑥年齢をご記入の上、春日町リサイクルセンターへ
〒179-0074 春日町2-14-16※同行する方の必要事項もご記入ください

※尾瀬の自然保護活動や散策をするための装備等について事前説明会を行います。

実施日: 5月11日 (土) 10時~12時 春日町リサイクルセンター

〈旅行代金に含まれるもの〉 往復バス代、1泊2食宿泊代・昼食2回、入浴料、ガイド料・保険料

※宿泊する至仏山荘は、男女別の相部屋となります

【1日目】 ※1日目の歩行距離 約4.3km

練馬駅発 (8:30) → 鳩待峠 (昼食) → 山の鼻研究見本園 → 至仏山荘 (16:00頃)

【2日目】 ※2日目の歩行距離 約12.1km

至仏山荘 (7:00発) → 牛首 → 竜宮 → 牛首 → 山の鼻 → 鳩待峠 (昼食) → 花咲の湯 → 練馬駅着 (18:00頃)

【お問い合わせ】 練馬区立春日町リサイクルセンター

TEL: 03-3926-2501 開館時間 9時~17時 (水曜日休館)

主催: 練馬区立リサイクルセンター 旅行企画・実施: 東京パワーテクノロジー(株) グリーントラベル尾瀬 群馬県知事登録旅行業 第2-482



お申し込みのご案内(お申し込みいただく前に、この頁と表紙の注意点を必ずお読みください。)

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、東京パワーテクノロジー株式会社(以下「当社」という。)が企画実施する旅行です。

2. 旅行のお申込みおよび契約成立時期

(1) 申込書に所定の事項を記入し、お申込みください。

(2) 電話・郵送・ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承認の旨を通知した翌日から起算して、当社が定めた期間内に申込書と旅行代金の支払をしていただきます。

(3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、別途郵便振込票を郵送しますので、当社の定める期日までにお支払ください。旅行代金、取消料、または違約料の一部として取り扱います。

4. 旅行内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

5. 旅行代金の変更

前項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

6. 取消料

(1) 旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

旅行契約の解除		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	① 21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあつては11日目)	無料
	② 20日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあつては10日目) ③～⑥を除く	旅行代金の20%
	③ 7日目にあたる日以降の解除 ④～⑥を除く	旅行代金の30%
	④ 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	⑤ 当日旅行開始前の解除	旅行代金の50%
	⑥ 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

(2) お客様は下記に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- ① 契約内容の重要な変更が行われたとき
- ② 前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき
- ③ 天災地変、戦乱等の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき
- ④ 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

7. 当社による旅行契約の解除及び催行中止

(1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

- ① お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
- ② お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
- ③ お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき
- ④ お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止の通知をいたします。
- ⑤ 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社に関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき

8. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程表に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、保険料、その他諸経費、旅行業務取扱料金および消費税等諸税。これらの費用はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。

(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

9. 添乗員等

(1) 添乗員は同行いたしません。現地案内人が旅行を円滑に実施するために必要な業務を行います。

(2) 添乗員が同行しない区間及び現地案内人が業務を行わない区間において、悪天候等による旅行代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様自身で行っていただきます。

10. 個人情報の取扱について

当社は、個人情報保護法に基づき、お客様の情報は厳重に管理し、当社業務以外に使用することはありません。

11. その他詳細については係の者にお尋ねください